

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会
指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会が開設するつくば市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとする。

2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境並びに意向等を勘案し、利用者に対し適切な保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づくサービス提供が確保されるよう指定サービス事業者等と連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。なお、利用者が介護保険施設等への入所を要するような場合は、介護保険施設への紹介その他必要な便宜の提供を行う。

3 事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った協力及び支援を行い、要介護者に提供されるサービスの種類やサービス提供事業者が不当に偏ることがないよう、公正中立な態度で業務をすすめるものとする。

4 事業所は、事業の運営にあたって、関係市町村並びに地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、保健・医療・福祉サービス提供機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業所等と密な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会
- (2) 所在地 つくば市筑穂1-10-4（大穂庁舎1階）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員・介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、必要な事務を行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。但し、国民の休日並びに12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 営業時間以外には、電話等により連絡可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援サービス内容は次のとおりとする。

(1) 要介護認定の申請等に関する支援

(2) 利用者の状況把握及び課題分析（アセスメント）

(3) 居宅サービス計画の作成

(4) 指定居宅サービスや介護保険施設等の情報提供

(5) 指定居宅サービス事業者、介護保険施設等への利用申請代行並びに連絡調整

(6) サービス担当者会議の開催

(7) 継続的な管理と評価

(指定居宅介護支援の提供方法)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

(1) 事業所に相談室を設け、利用者からの相談にあたる。必要に応じて家庭訪問を行い、利用者が居宅においても相談が受けられるようにする。

(2) 指定居宅介護支援の提供方法の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、提供できるサービスの内容やサービス計画が利用者の希望を基礎に作成されるものであることなどを説明し、当該提供の開始について申込者の同意を得るものとする。

(3) 指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定または要支援認定の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

(4) 利用者から、要介護認定等に係る申請を依頼された場合には、利用者の意志を踏まえ必要な協力をを行う。また、要介護認定等の更新は、遅くとも当該利用者が受けている要

介護認定等の有効期間の満了日の1カ月前までには行われるよう、必要な援助を行うものとする。

- (5) 利用者の状況把握及び課題分析を行うために、本事業所では、原則として「居宅サービス計画ガイドライン」の課題分析票を使用する。介護支援専門員は、状況把握を行うために、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接するものとする。
- (6) 居宅サービスの計画作成の開始にあつては、当該地域の指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとする。
- (7) 介護支援専門員が居宅サービス計画の原案を作成した場合には、サービス担当者の会議の開催、担当者による照会等により、原案内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (8) 居宅サービス計画の原案が出来上がった場合、その内容の詳細を利用者、または、その家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (9) 居宅サービス計画に基づいて各種事業所からのサービス提供が開始された後も、利用者およびその家族、サービス事業者等と連絡調整を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者の解決すべき課題の把握に努め、必要に応じてサービス計画の変更等を行うものとする。

(訪問調査の受託)

第8条 事業所は、保険者からの委託を受けて要介護認定のための訪問調査を行うことができるものとする。

- 2 事業者は、訪問調査を介護支援専門員に行わせるものとする。

(利用料等の受領)

第9条 当該指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担は生じないものとする。(※厚生大臣が定める基準(＝介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

- 2 つくば市外に居住する利用者に対して指定居宅介護支援を提供する場合に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、1キロメートル当たり20円とし、支払いを受けた時には必ず領収書を発行する。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、つくば市内とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 介護支援専門員等は、指定居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第12条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第13条 事業所は、利用者の居住する市町村に対し、居宅サービス計画に関する実施状況を書類により報告するものとする。

(秘密保持)

第14条 事業所の職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮し、事業上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員の雇用契約の条件とする。

(虐待防止のための措置)

第15条 事業所は、利用者及び人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針に基づき、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 虐待を防止するための職員研修の実施
- (3) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(職員研修)

第16条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため計画的に研修の機会設けるものとし、業務体制を整備する。また、研修については、次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は本事業の会計を、その他の事業の会計と区分するものとする。

- 2 事業所は、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、指定居宅介護支援を提供した日から5年間保持しなければならない。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年6月28日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年5月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。